

# 第2期障害児福祉計画の成果目標の実績及び 第3期障害児福祉計画の成果目標について

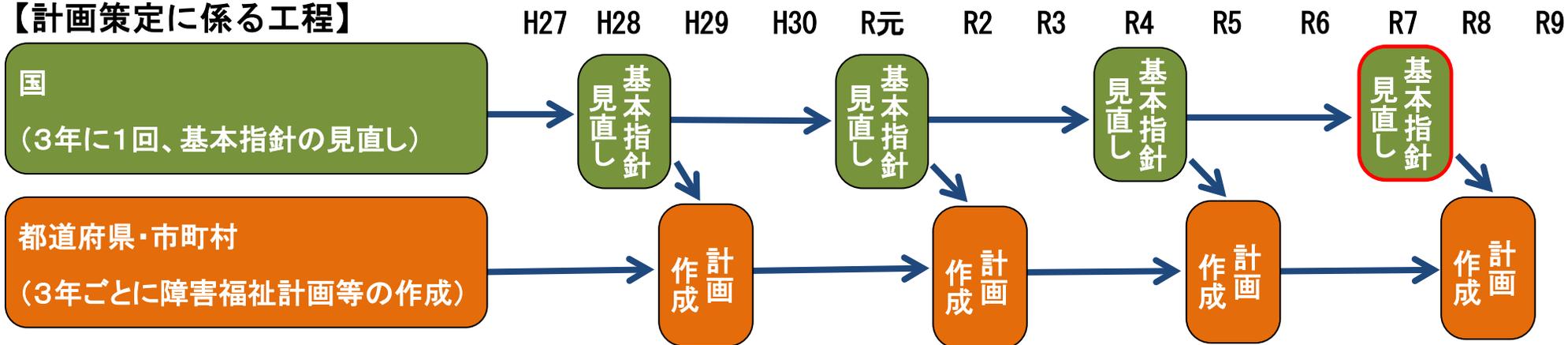
こども家庭庁支援局障害児支援課

# 障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

## 基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9~11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

## 【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

# 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る 基本指針の策定について(論点)

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じてサービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
  - ・ 計画で定める目標設定の在り方
  - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等)等について検討を進めてはどうか。
  
- また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児福祉計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。
  - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
  - ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
  - ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
  - ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

## <今後のスケジュール(想定)>

令和7年度 障害者部会・障害児支援部会において基本指針のご議論(数回程度。年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。)

令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施

令和9年度 計画実施(~令和11年度)

# 1. 第2期障害児福祉計画の成果目標と実績について

## ①施設入所者の地域生活への移行

### 【地域生活移行者の増加】

・令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行

### 【施設入所者の削減】

・令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】

・退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を316日以上

### 【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

・令和5年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定

### 【精神病床における早期退院率】

・入院後の退院率 3ヶ月:69%以上、6か月:86%以上、1年:92%以上

## ③障害者の地域生活の支援

### 【地域生活支援拠点の整備】

・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備 ・年1回以上、運用状況を検証及び検討

## ④福祉施設から一般就労への移行等

### 【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上  
・うち、就労移行支援事業における移行実績は1.30倍以上、就労継続支援A型事業における移行実績は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業における移行実績は概ね1.23倍以上

### 【職場定着率の増加】

・就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用  
・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

## ⑤障害児支援の提供体制の整備等

### 【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置(圏域での設置も可)  
・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

### 【難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に関する目標】

・各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保

### 【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

・各市町村に少なくとも1か所以上確保(圏域での確保も可)

### 【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

・各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)

## ⑥相談支援体制の充実・強化等

・各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

## ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

## 5. 障害児支援の提供体制の整備等(障害児福祉計画)

### ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

#### 【基本指針の目標(第2期計画)】

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

項目	項目	第2期障害児福祉計画			目標
		R3実績	R4実績	R5実績	
児童発達支援センターの設置	市町村	384(22.1%)	428(24.6%)	460(26.4%)	各市町村又は 圏域に1カ所以上の 設置
	圏域	343(19.7%)	331(19.0%)	336(19.3%)	
	合計	727(41.8%)	759(43.6%)	796(45.7%)	
保育所等訪問支援体制の構築	市町村	648(37.2%)	682(39.2%)	764(43.9%)	全ての市町村又は 圏域で実施
	圏域	333(19.1%)	328(18.8%)	297(17.1%)	
	合計	981(56.3%)	1010(58.0%)	1061(60.9%)	
対象市区町村数		1741	1741	1741	

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実を目標としている。
- 第2期計画期間において、児童発達支援センターを設置している自治体の割合は微増で推移しており、45%程度となっている。
- 第2期計画期間において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築している自治体の割合は微増で推移しており、60%程度となっている。

## ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

### 【基本指針の目標(第2期計画)】

令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。

項目	第2期障害児福祉計画			
	R3実績	R4実績	R5実績	目標
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保	13(27.7%)	18(38.3%)	26(55.3%)	各都道府県において体制を確保
対象都道府県数	47	47	47	

- 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を目標としている。
- 第2期計画期間において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保している自治体の割合は着実に増加しているものの、令和5年度におけるその割合は50%強となっている。

### ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【基本指針の目標(第2期計画)】

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。  
市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

項目		第2期障害児福祉計画			
		R3実績	R4実績	R5実績	目標
児童発達支援事業所の確保	市町村	333(19.1%)	387(22.2%)	455(26.1%)	各市町村又は 圏域に1カ所以上
	圏域	289(16.6%)	263(15.1%)	232(13.3%)	
	合計	622(35.7%)	650(37.3%)	687(39.5%)	
放課後等デイサービス事業所の確保	市町村	387(22.2%)	433(24.9%)	523(30.0%)	各市町村又は 圏域に1カ所以上
	圏域	288(16.5%)	261(15.0%)	227(13.0%)	
	合計	675(38.8%)	694(39.9%)	750(43.1%)	
対象市区町村数		1741	1741	1741	

- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目標としている。
- 第2期計画期間において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを設置している自治体の割合は微増で推移しており、いずれも40%程度となっている。

#### ④ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

##### 【基本指針の目標(第2期計画)】

令和5年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。  
また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

##### <医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置>

項目	第2期障害児福祉計画			
	R3実績	R4実績	R5実績	目標
都道府県	47/47(100%)	47/47(100%)	47/47(100%)	全ての都道府県での設置
圏域	253/346(73.1%)	237/346(68.5%)	256/346(74.0%)	全ての圏域での設置
市町村	1355/1741(77.8%)	1307/1741(75.1%)	1369/1741(78.6%)	全ての市町村での設置

##### <医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置>

項目	第2期障害児福祉計画			
	R3実績	R4実績	R5実績	目標
市町村	841/1741(48.3%)	908/1741(52.2%)	1069/1741(61.4%)	各市町村又は圏域に1カ所以上

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置を目標としている。
- 第2期計画期間において、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を設置している自治体の割合について、都道府県100%、圏域約70%、市町村約75%となっており、各自治体において一定程度整備が進んでいる。
- 第2期計画期間において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置している自治体の割合は着実に増加しているものの、令和5年度におけるその割合は約60%となっている。

## 2. 第3期障害児福祉計画の目標集計について

### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

### ③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

### ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

### ④福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

### ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

## ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

○ 都道府県・市町村の障害児福祉計画においては、国が基本指針において定める成果目標を踏まえて目標値を定めるとされており、令和6年度から令和8年度を計画期間とした第3期障害児福祉計画について、都道府県・市町村が設定した目標値の集計を行った。

### ■ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会へのインクルージョンの推進

【目標1】 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。

※ 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【目標2】 令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながらインクルージョンの推進体制を構築する。

児童発達支援センターの設置		インクルージョンの推進体制を構築	
【目標1】	基本指針を満たす都道府県	【目標2】	基本指針を満たす都道府県
各市町村等に1カ所以上	46(37)	全ての市町村等で体制の構築	42(36)

※「基本指針を満たす」とは、その管内の全ての市町村又は圏域(目標値2については全ての市町村)において、基本指針で示す成果目標と同等以上の目標を設定している都道府県

※()内は、第2期障害児福祉計画期間において、基本指針で示す成果目標と同等以上の目標を設定している都道府県

### ■ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

【目標3】 令和8年度末までに、各都道府県において難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。

【目標4】 令和8年度末までに、各都道府県及び必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。

計画の策定		体制の構築	
【目標3】	基本指針を満たす都道府県	【目標4】	基本指針を満たす都道府県又は指定都市
各都道府県	47(新規)	各都道府県又は指定都市	47(37)

※「基本指針を満たす」とは、都道府県(目標4については都道府県又は指定都市)において、基本指針で示す成果目標と同等以上の目標を設定している都道府県

※()内は、第2期障害児福祉計画期間において、基本指針で示す成果目標と同等以上の目標を設定している都道府県

■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【目標5】 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。

【目標6】 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。

※ いずれについても、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

児童発達支援事業所の設置		放課後等デイサービスの設置	
【目標5】	基本指針を満たす都道府県	【目標6】	基本指針を満たす都道府県
各市町村等に1カ所以上	43(36)	各市町村等に1カ所以上	44(36)

※「基本指針を満たす」とは、その管内の全ての市町村又は圏域(目標値2については全ての市町村)において、基本指針で示す成果目標と同等以上の目標を設定している都道府県

※()内は、第2期障害児福祉計画期間において、基本指針で示す成果目標と同等以上の目標を設定している都道府県

■医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【目標7】 令和8年度末までに、各都道府県において医療的ケア児支援センターの設置

【目標8】 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

【目標9】 各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

※ 目標8及び9については、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置であっても差し支えない

医療的ケア児支援センター設置		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		医療的ケア児支援コーディネーターの配置	
【目標7】	基本指針を満たす都道府県	【目標8】	基本指針を満たす都道府県	【目標9】	基本指針を満たす都道府県
各都道府県に1カ所以上	47(新規)	各市町村等に1カ所以上	44(38)	各市町村等に1カ所以上	46(35)

※「基本指針を満たす」とは、都道府県(目標8・9についてはその管内の全ての市町村又は圏域)において、基本指針で示す成果目標と同等以上の目標を設定している都道府県

※()内は、第2期障害児福祉計画期間において、基本指針で示す成果目標と同等以上の目標を設定している都道府県

■障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

【目標10】 令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

移行調整に係る協議の場の設置	
【目標10】	基本指針を満たす 都道府県等
各都道府県に1カ所以上	42(新規)
各指定都市に1カ所以上	18(新規)

※「基本指針を満たす」とは、都道府県・指定都市において、基本指針で示す成果目標と同等以上の目標を設定している都道府県・指定都市

※()内は、第2期障害児福祉計画期間において、基本指針で示す成果目標と同等以上の目標を設定している都道府県・指定都市